

広報

うわじまちくしょうぼう

第70号

宇和島地区消防本部
宇和島地区防火協会
<http://www.119.uwajima.ehime.jp>

春の火災予防運動 3月1日(木)～3月7日(水)



3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

**住宅防火
いのちを守る
7つのポイント**

4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

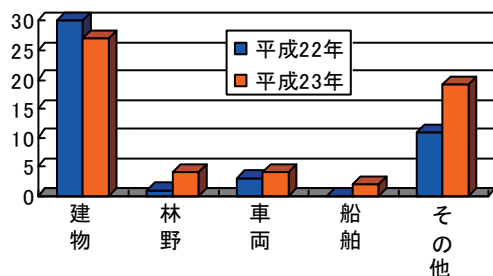
火災概況



平成23年中に宇和島地区管内で発生した火災は56件で、前年の45件に比べ11件も増加しています。また、月平均出火件数は4.7件で、およそ6日間に1件の割合で火災が発生しました。

火災種別では、建物火災27件、林野火災4件、車両火災4件、船舶火災2件、その他火災19件となっています。

出火原因では、放火・放火の疑い10件、たき火7件、こんろ6件、火あそび5件、火入れ4件、たばこ4件、溶接・切断機3件、排気管3件、ストーブ2件、配線器具2件などとなっており、全国的に出火率が増加している放火・放火の疑いが管内でもトップとなっています。



救急概況

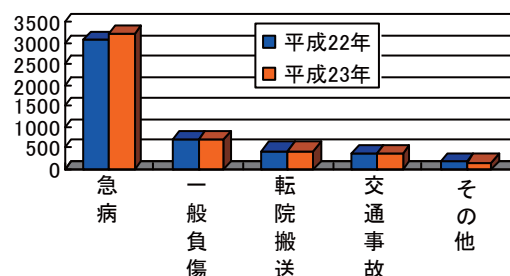


平成23年中の救急出場件数は4,881件で、前年に比べ92件増加し、搬送人員においては4,618人で15人増加しています。

事故種別では、急病3,227件、一般負傷689件、転院搬送447件、交通事故361件、その他157件となっています。

管内人口が減少しているにもかかわらず、救急出場件数が増加しているのは、搬送人員に占める高齢者の割合が66.1%を占め、全国平均51%と比べても著しく高くなっており、高齢化が要因の一つであると考えられます。

また、緊急性が低い傷病者の増加が見られ、適切な救急車の利用を周知していく必要があります。



宇和島城防火訓練



平成24年1月26日(木)に宇和島城で防火訓練が行われました。城山天守閣西側山林において火災が発生した想定で、シルバー人材センターの職員による屋外消火栓からの放水、城山を守る会のメンバー等によるバケツリレー、宇和島消防署消防隊の水幕・放水による消火活動が行われました。

この日は、昭和24年に法隆寺金堂が焼失した日にあたることから、文化庁により「文化財防火デー」と定められています。

いつ発生するかわからない火災等の災害から、貴重なかけがえのない文化財を守るため、宇和島市においても宇和島市地域防災計画に基づいて、防災機関、民間協力団体が一体となって、通報、消火、避難及び通信連絡訓練等を実施し、防災体制の一層の充実及び市民の防災意識の普及並びに防災意識の高揚を図ることを目的として、宇和島市と宇和島市教育委員会の主催により、毎年開催されています。



住宅用火災警報器（普及率）

愛媛県(全国45位) 宇和島管内(愛媛県11位)

消防庁が実施した住宅用火災警報器の普及率調査（平成23年6月時点）によると、愛媛県の普及率は54.2%（全国45位/47都道府県）、宇和島地区管内は47.6%（愛媛県11位/14市町村）と全国平均の71.1%を大きく下回っています。

住宅用火災警報器は設置の義務化以降、全国で設置が進み、奏功事例も多数報告されるなど、その効果が徐々に顕在化してきました。

火災による死者の大半を、一般住宅における高齢者の逃げ遅れが占めることなどから、住宅用火災警報器の設置は、火災による死者の減少に多大な効果があると考えられています。

まだ設置がお済みでないご家庭では、火災から大切な家族の命を守るため、自分自身の命のために、住宅用火災警報器を取り付けましょう。



救急救命士の病院実習にご協力をお願いします。

平成16年7月から、救急救命士が救急現場などで「**気管挿管**」が実施できるようになりました。しかし、そのためには病院での実習が必要です。宇和島地区消防では、現在、市立宇和島病院で同実習を行っております。

患者様が、全身麻酔による手術を受けられる際に、ご協力をお願いすることがあります。

さらに多くの「**救える命**」を救うため、救急救命士の気管挿管病院実習に、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※ ご同意をいただいた患者様に、市立宇和島病院の麻酔科専門医の厳重な指導と責任のもとに、救急救命士が気管挿管を実施しています。



第10回宇和島地区幼年消防大会



と き：平成24年 **開催**
7月13日(金)
と ころ：宇和島市立南予文化会館
じ かん：午前9時30分～
午後0時(予定)

第8回幼年消防大会



平成23年11月18日、四国中央市のホテルグランフォーレにおいて、平成23年度愛媛県消防長会消防職員意見発表会が行われました。愛媛県下6消防本部から選抜された6名の消防職員が、毎日の職務を通じて体験したことをもとに、決意や提案等の意見発表を行いました。宇和島地区広域事務組合消防本部代表として、中川消防士は『**児童に救急法を教える**』と題して発表を行い、この発表でみごと優秀賞を受賞し表彰されました。

『児童に救急法を教える』

宇和島消防署第1中隊 消防士 中川源輝

「もしもし！大丈夫ですか!？」「もしもし！大丈夫ですか!？」「意識なし!」「誰か来て下さい!」「田中君は桑原先生を呼んで来て下さい。」「廣瀬ちゃんは、119番通報と、AEDがあったら持って来て下さい。」

とても真剣に、心配蘇生法を実施している児童の姿を見て、私は「えっ、小学生ってこんなにできるのか!？」と、驚かされました。

それは、夏を間近に控えた6月、救急法の指導のため、ある小学校を訪れた時のことです。自然豊かな場所にあるこの小学校は、全児童18名と小規模ながら、元気いっぱいの子供たちでした。先輩に行きの車の中で「中川、おまえ今日は小学生を指導してくれや」と言われ、「はい！わかりました!」と答えはしましたが、救急法の指導経験の浅い私は、「小学生か。どうやって教えようか。ちゃんと理解してくれるだろうか。」と不安になっていました。しかし、実際にやってみてビックリ、手法、声、やる気、どれをとっても素晴らしい。「小学生には無理だろう。」そんな偏見を持って臨んだ自分が、とても恥ずかしく思いました。

「どうしてこんなに出来るのだろうか?」不思議に思い指導が終わったあと担任の先生にその理由を尋ねてみました。「救急法は年に1度、この時期にある講習会でしかやってないですよ。」「えっ!?!」その答えに、私は驚きました。

児童にも救急法を理解できる力がある。事実、ノルウェーのBLS教育プログラムでは、子供たちに幼稚園から11年かけて計画的にBLS教育を行い、高く評価されているそうです。

しかし、日本ではどうでしょう!?!児童生徒が救急法を学ぶ機会は、本当に少ないと思います。実際、私が初めて救急法を学んだのは、自動車の運転免許を取る時でした。「人の命を救う方法。」こんな大



切なことを小さいときから教えなくてもいいのでしょうか?

そこで私は、もっと児童に救急法を教える機会がつかれないかと考えました。例えば、数ヶ月に1回、児童を対象とした講習会を開くというはどうでしょうか?講習時間や内容を工夫することで、児童でも集中力を保つ講習にすることは難しくないのではないのでしょうか。

児童に救急法を教える。このことは、いくつかのメリットがあると思います。1つは、もちろんAEDや心配蘇生法等の手技を学ぶことです。2つ目には、救急法を通じて、「命の大切さ」や「倫理感」を教えることが出来るのではないかと考えます。また、「命の大切さ」や「倫理感」を学んだ児童が育っていくことで、現在救急業務で問題になっている「救急車のコンビニ利用」の増加にも歯止めをかけてくれるのではないのでしょうか。

多くの児童に救急法を普及させるには、かなりの時間と労力が必要になるでしょう。しかし、想像してみてください。大人・子供関係なく救急車が到着するまで、必死に一次救命処置をしている現場を。そんな現場がどんどん増えて行けば、その町は、安心して暮らせるとてもいい町だと言えるのではないのでしょうか。

私は生まれ育ったこの町が好きで、この町のために何かしたいと思い消防官になりました。この町がもっと住みよく、もっと安心して暮らせる町になるよう、私に出来る精一杯のことをやろうと思います。